

装劍金工談

完

187
326

072212-000-3

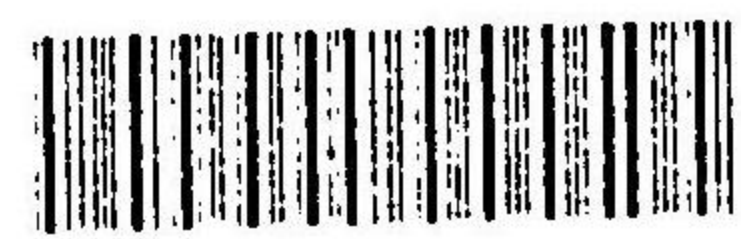
187-326

装劍金工談

桑原 羊次郎/著

M37

CEF-0083



桑原羊次郎 贈本

明治三十三年

言

月。近代の名工にして。且つ近代の鑑識家たる。加納夏雄先生。物故せられし以來。天下復た斯道を説くものなし。予資性庸劣。固と其の器にあらずと雖ども。嘗て贊を先生に執り。金工品鑑定に就き。少しく聽く所あり。且つ實驗上多少の得る所あるを以て。其寡聞と淺識を顧みず。敢て其の懷抱する所の金工品上の意見と。多年研鑽探討せし所の考證と披瀝して識者の高教を仰びんと欲し。明治三十四年以來。刀劍會誌に於て。果た又。日本美術上に於て。世に公にせし所の論說考證の原稿。積んで一束をなせり。予頃日之を筐底に得。乃ち之を鉛槧に附し。以て世の同好者に頒たんとす。今にして之を再見する時は。辭句の拙劣。所論の未熟。我意に滿たざるもの實に十中八

九矣。然りと雖ども。予や劇務匆忙。實に改竄の暇なきを以て。更に他日を待つて之を補正せんとす。讀者請ふ之を諒せよ。

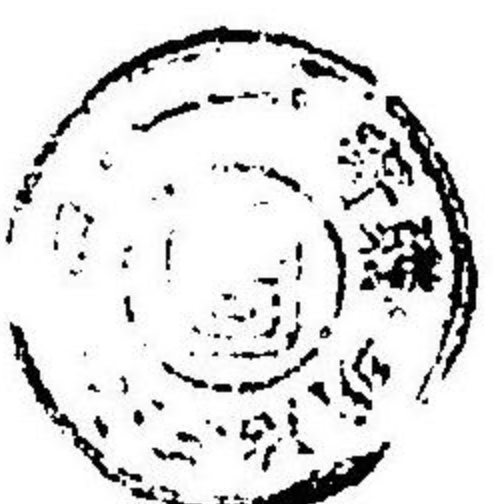
明治三十七年正月十三日

神戸諏訪山僑居に於て

桑原羊次郎識

目次

- 一 矩隨の十六羅漢(明治三十四年二月稿)
- 一 吉岡重次は吉岡重繼に非らざる辨(上)(明治三十四年四月稿)
- 一 吉岡重次は吉岡重繼に非らざる辨(下)(同年五月稿)
- 一 平象嵌毛彫の始めは誰なるや(明治三十四年八月稿)
- 一 彫金工と下繪師(明治三十四年十月稿)
- 一 彫金界の一大奇工(明治三十五年五月稿)
- 一 彫金界の一大軍士(明治三十五年八月稿)
- 一 光村氏の刀劍會に就き(明治三十六年七月稿)
- 一 金工鑑定法論(明治三十六年八月稿)
- 一 後藤乘眞拜領の紋所に就き(明治三十六年九月稿)



装劍金工談

矩隨の十六羅漢

桑原羊次郎著

我邦二千年來彫工界其の人に乏しからず。鳥佛師定朝を首とし。降つて運慶湛慶の如き皆靈妙なる手腕を振つて。其の作る所雄大豪宕。或は戒壇院の四天となり。或は金堂の三尊となり。儼然として皆後昆に垂るゝに足れり。後藤祐乘東山の盛時に生れ。横谷宗珉元祿の昇平に遭ひ。天縱の大手巨腕を掲げて。精練比なく。其の技術精絶妙絶なりと雖も惜らくは其の作る所。遂に装劍の小品に過ぎず。故を以て鳥定運湛の輩と等しく。雄大豪宕の作品を後世に遺して。渠等の手腕を継ぐに。するを得ざらしめしは。誠に千古の恨事なりと云ふ可し。獨り祐宗の二匠に限らず。五百年來。彫金鏤刻に従事する者。萬を以て數ふ可し。と雖ども。皆其の作る所。方寸の器に過ぎず。小柄筭と云ひ。縁頭と云

ひ目貫と云ひ。其の大なるものといへども。鐫印籠の微に過ぎざるを以て。金彫工をして其の手腕を振ふて。大作巨製をなす能はざらしめしは。金彫其の物の性質上。之を然らしめしと雖も。豈又曾て一大好事者のあるありて之を誘掖扶翼せざりしに依らずんばあらず。

天明二年十月四日。晡時。出雲國前大守松平宗衍公薨す。東都芝天徳寺に葬る。諡して天隆院殿前羽林次將仁譽義蘊大居士と號す。嗣出雲國守大圓庵不昧公哀悼措く能はず大に天隆公の塋域を營み。一代の巨匠を選んで其の門扉に彫刻せしめんとす。

不昧公は不世出の器なり。武技に通じ。文學を好み。茶道を嗜み。専ら美術を愛好し。老ゆるに及んで。其の審美眼益高く。松平樂翁公と東西に馳聘して。實に徳川三百年間。鑑識家の泰斗たり斯の如き審美眼を有する巨人にして。而も身は出雲十八萬石の國守たり。宜矣一巨匠を千百工人の中に拔擢して。其の巨腕を天隆公塋域の石扉上に振はしめ。以て永く天隆公の遺徳を不朽ならしめんとするや。公初め門扉に十

六羅漢を彫刻せしめんとし。下繪を狩野典信に命ず。下繪成る。將に佛師に命じて工を起さしめんとす。然るに當時佛師と稱する者。皆古法に泥み。徒に先人の糟粕を嘗めて。其の作る處凡庸。固より鑑識公の如き巨人の意を滿たすに足らざるを以て。荏苒として半歳を過ぎ。工人其の人なくんば。公の美舉も將に水泡に歸せんとせり。然るに時なる哉。金彫界に一巨匠濱野矩隨なるものあり。遂に公の知遇に感じ。彫金の鑿を振ふて。敢て石扉上に其の靈腕を試みんとす。

濱野矩隨は。通稱忠五郎。江戸神田小柳町の住。蓋雲堂と號し。又望窓軒と號す。濱野政隨門下の高足にして。出藍の譽あり。政隨に學ぶと雖も。其手法は大に乘意に類して。別に一機軸を出せしを以て。技名夙に遠近に震ひ。關東を席卷して。遙に京師の長常に對峙し。實に一代の巨匠たり。由來狸々は狸々を愛し。巨匠は毎に巨人に知らる。巨匠矩隨の如きは。能く巨人不昧公の知る處となり。其巨腕を以て之を巨石に試みんとす。奇遇といふと雖も。豈天公を假りて巨匠の名を成さしむるも

のに非らずや。矩隨の命を拜するや。専ら意を石材の撰擇に注ぎ。東奔西走。賜ふ處の資金將に空しからんとして。初めて好石材を得。曰く。以て我が鑽の精銳を試むるに足ると。乃ち彫刻に従事すること二星霜。遂に幾多の苦心を以て。天隆公の門扉を完刻す。愛宕山下天徳寺内。屹然として聳ゆるものは。實に此巨作とす。栗原信充其著鑿工譜略に記して曰く。

矩隨は政隨門。濱野忠五郎。天明中。天徳寺雲州の南海公御廟。石垣中門。青石へ。巢川法印下繪十六羅漢を高彫にす。江戸の一品。蓋雲堂。又號望窓軒。天明七丁未八月二十九日死。順了院教譽矩隨居士。淺草新堀壽松院に葬る。

予按するに。巢川法印の下繪とあれ共。予の親しく實物を見る所によれば。榮川院典信の印章あり。且つ狩野家譜に巢川法印なるものなし。或は是。剗剛子誤つて榮を巢となせしならん。爾來金鐔奇掇と云ひ。古今金工便覽と云ひ。江都金工名譜と云ひ。懷寶劔尺と云ひ。皆

其の謬を襲蹈して榮を巢と誤りしや疑なし。故に附記す。

尙ほ有名なる稻葉通龍の著。裝劔奇賞は。天明元年の出版にして。實に天隆公薨去の前年に當るを以て。單に矩隨を記して曰く。政隨の弟子なれども。乘意風の肉合彫なり。近來外にても。此人の作に擬すれ共。決して及ぶ可らずとあり。門扉に付きて一の記すなきは。固より其處なりとす。

余一日閑を得て一友と芝天徳寺に詣で。所謂江戸の一品を見る。石扉は元と天隆公御廟所の中門にありしも。近年損傷の患あるを以て。之を靈牌堂に從して保存すと云ふ。石扉は左右二枚より成り。一枚の幅約二尺五寸。高さ約五尺二寸。厚三寸。其質仙臺石に似たれども。甚だ堅緻ならず。黒小斑ありて全面に散布せり。金具は元と純銀を以て製せしも。之を剝窃せしものありし故に。現時は赤銅を以て之を新製せりと云ふ。十六羅漢の彫刻にして。羅漢の身長約一尺。半肉合の高彫なり。其手法は全く金彫家の手法にして。具眼の士は一見して。尋常一様の

佛師石工の手に成りしものに非ざるを知る可し。個々尊嚴の秀容。脱俗の靈貌。神彩赫々として人を射て。崇高精妙を極む。惜らくは後世何等の悪戯ぞ。赤銅鍔を佛眼に嵌入して。此の雄宕なる彫刻に一大汚點を印せしは。返々も遺憾の極と云ふ可し。矩隨祐乘を去ること四百年の後に生れて。巨人不昧公の如きに遇ひ。先人金彫家が曾て夢寐せざる一大巨作を大成して。其名を百代に遺し且つ。金彫工の手腕が。單に蠅頭蚊脚の技術に止まらざるを證表せしは。實に金彫界の爲め一大氣焰を吐きしものと云ふ可し。吁矣。滿都の好事者流。陽春氣温なるの日。笱を都南巴町端に曳き。此江戸一品を諦視せば。庶幾くは滿身の塵垢を去るを得ん。

吉岡重次は吉岡重繼にあらざるの辨 (上)

徳川氏の御彫刻師として三百年間其の姓名の顯著なりしに似ず。其の遺品の稀少なるものは吉岡家の作品なり。吉岡家元祖遺作の殆ん

ど皆無なるは措て論ぜず。長次。庄左衛門等に至りても。如何にも性合慥にして眞物疑なしと見るべきは。他の後藤。横谷。奈良の作品に比して鮮少なることは明かなる事實なり。想ふに吉岡家元祖其の人の名工たりしに似ず。其の後代が凡庸なりしを以て。世人の賞翫薄くして。其の作品遂に埋滅に歸したるによるか。抑も又幕府の保護豊かなりしが爲めに。自營の念に乏しく。従つて其の作品を製出すること元來稀少なりしかば。予の未だ研究し能はざる所なり。勿論今日と雖ども。吉岡因幡介と切銘せし作品を見ること敢て珍しとなさざれども。多くは後銘にして眞物と見るべきもの少なく。又稀に眞物と見る可きあるも。其の作振拙劣にして取るに足らざるもの多し。遮莫あれ其の作品の現存すると否とを問はず。三百年來吉岡豊前と傳唱し。吉岡因幡介と評判せし名家たる以上は。其の元祖たる人物の其の術の如何に巧妙なりしかを想像するに難からざるべし。

徳川幕府が創業の際に屬して。林羅山を擧げて天下の學制を總督せ

しめしむ如く。一大金彫家を拔擢して。以て金彫界の覇權を定めんとせしは。當時尙武の氣風を享けて。刀劍及び附屬品に重きを置たる幕府の正に然る可き所なりしなり。後藤祐乘彫金界の大立物斯道の開山として。永亨嘉吉の際に生れ。宗乘乘眞を経て。數世實に彫金界の名門たりしと雖ども。後花園帝以來。歷代朝廷の御彫物師たるを以て。俄に之を關東に招致する能はず。且つ其の門流。所謂脇彫同苗彫を招致するは。當時幕府が其の權威を増加するの政略上。一步を京師に輸するの譏あるを以て。固より之に嫌焉たるなき能ざるに由り。別に一代の名工を擢きあげて。遙に朝廷の後藤氏を凌駕し。天下の重鎮たらしめんとせり。而して幕府が斯の如き重任を與へし者。慶長寛永の際。前後二工に過ぎず。曰く吉岡重次。曰く奈良利輝。即是なり。重次が幕府の重命を拜せしは。實に慶長年中にして。利輝の重命を蒙りしは。寛永元年にあり。後藤氏榮乘顯乘の名工出で。其の全盛を極め。其の門葉茂り茂りて。天下皆其の門下生にあらざるなきの際に當つて。屹然とし

て。江戸に崛起し。敢て先進たる後藤氏に拮抗せんとするの風貌を想見するに及んでは。重次が稀有の名工にして。如何に其の技術の一代に重ぜられしかを知るに足らん。徳川幕府が首として重次を拔擢して。豊後介に叙し。次で豊前守を與へしもの誠に宜なりと云ふ可し。斯の如く重次が一代の名工たりしことは。古來更に異論なき所なりと雖ども。其の傳記の詳悉せられざるのみならず。或は重繼と書せられ甚しきは。重弘と記せられ。其の名字すら分明ならざるは。予が數年來深く遺憾となせし所なり。然るに今や意外の發見によりて。重繼の重次と別人なること。重弘と記せしは。次字を弘字と誤りたることを確めたるを以て。肯て一文を草して。大方識者の是正を仰ぐこととせり。

事の順序上。先づ彫金工に關する在來の諸書を涉獵して。苟も重次重繼に關するものを列舉し。然後予の新意見を陳述すべし。

○裝劍奇賞(天明二年刊行)

稻葉通龍著

豊前 吉岡氏。江戸兩國柳橋住御金具工。因幡介の父にして。上手なり。

○江都金工名譜(文化七年刊行) 野田 敬 明著

重次 藤原姓。豊後介。後豊前。又宗壽。慶長年中被召出。承應二己年卒八十二。

○懷寶劍尺(文政十三年) 柘植 方 理選

重次 豊後守に任ず。慶長年中召出さる。

○金工鐔寄(天保十年) 田 中 一 賀著

重次 藤原姓。豊後介。後豊前介。又宗壽。慶長年中被召出。承應二年死。芝御山内御靈屋に自然石へ鑿を以て彫刻せし羅漢なり。是末代迄の名譽なり。

○鑿工譜略(天保十四年) 栗原 信 充著

重繼 藤原姓。豊後介。豊前介。又宗壽。慶長年中被召出。承應二年死。増上寺涅槃石銘。寛永二十一年甲申正月二十四日。御彫物師吉岡豊前介重繼上。七十三歳刻之。羅漢石。京一條住人。後在江戸。吉岡豊

前守藤原重弘。八十八歳とあり。

○雅俗集覽(弘化三年刊行) 森 重 英著

吉岡豊前

○鑽工二十八氣象(文政頃出版) 野田 敬 明選

吉岡豊前。東都兩國柳橋に住す。

○武江年表(嘉永三年) 齋藤 月 岑著

重次 承應二年八十二才死す。

○名人忌辰録(明治二十七年刊行) 關根 只 誠篇

吉岡重繼 彫刻師なり。正保元申正月二十四日歿す。年七十三。

○加納夏雄氏彫金談(明治三十三年) 岡部 覺 彌述

吉岡重繼 藤原姓。京都の人。豊前介と稱す。晩年重弘と改む。慶長中被召出。江戸に住す。實に吉岡家の元祖たり。以來統派。連綿。明治維新前迄。徳川家の御用を勤めたり。彫風は代々凡そ同様にして。特に言ふ可きことなし。

以上の諸書を通覧して、其の異同を概括せば、左の數項となすを得べし。

○名字に就きては

一單に豊前と記して、重次とも重繼とも記さざるもの

装劍奇賞、雅俗集覽、鑿工二十八氣象

一吉岡重次と記するもの

江都金工名譜、懷寶劍尺、武江年表、金工鐔寄

一重繼と記し、其の後銘を重弘となすもの

鑿工譜略、彫金談

一單に重繼と記するもの

名人忌辰錄

○歿年月に就きては

一承應二年歿、八十八歳となすもの

鑿工譜略

一承應二年歿とありて、年齢なきもの

金工鐔寄

一承應二巳年卒、年八十二歳となすもの

江都金工名譜、武工年表

一正保元申正月二十四日歿す、歳七十三となすもの

名人忌辰錄

吉岡重次は吉岡重繼にあらざるの辨(下)

予は前章に於て諸書を引照して、重次重繼に關する系譜を網羅せり。由是觀之、吉岡重次を吉岡重繼と書き始めしは、實に栗原信充の鑿工譜略に濫觴す。予は田中一賀が其金工鐔寄に於て重次の條下に、芝山内御靈屋の自然石へ鑿を以て彫刻せし羅漢あり。是末代迄の名譽なりと記せしは、最正確なるものと信ず。而して又此の自然石羅漢の彫刻を世間に發表せしは、田中一賀を以て嚆矢となすべきを疑はざる

なり。然るに栗原信充は。田中一賀の金工鐔寄を増補し。單に甲冑工部を附加せしのみなるにも拘らず。何事ぞ其書目を變じて鑿工譜略となすさへ。士君子の執らざる所なるに。更に吉岡家の元祖重次に付き。て。叨りに其誤見を以て名字を變改して重繼とし。更に涅槃石彫刻の事を附加するが如きは。實に後世を誤ること甚しきものと云ふべし。栗原信充が重次を變じて重繼となせし以來。近くは故加納夏雄翁の如き皆相繼ぎて吉岡氏の元祖を以て重繼となし。且重弘を其の晩年銘となし。謬傳の極。遂に吉岡家系譜中より。重次の名を埋没するに至る。豈に慨するに堪ゆべけんや。予久しく重次は重繼にあらざる可きを思ひ。且つ栗原信充が何の據る處ありて。突然として吉岡家の元祖重次を抹殺して重繼となせしやを疑ひしを以て。吉岡家の元祖に付きて數年來留意稽查せしと雖も。竟に何等の得る所なかりしが。近來偶然に斯の如き謬妄は。或は涅槃石羅漢石碑銘引用の際に胚胎せしにあらざるかを想起せしを以て。頃日子は芝増上寺に到り。所謂涅槃

石羅漢石を一見せしに。果然果然。栗原信充が其の誤見に基づきたることと重次は重繼と別人なる可きを發見して。舊來の迷夢を一掃するを得たり。順序を逐つて其の然る所以を述べん。予が實驗する所によれば。

羅漢石。芝山内徳川二代將軍靈屋前右側にあり。臺石に隠れたる處を除き。高さ二尺許り。表面には三尊來迎の圖を彫刻し。裏面には左右に梅と松を彫刻し。中央少しく下部に。

京一條住人後在江戸吉岡豊前守藤原重次六十八歳寛永十三年。

(注意)重次以下の行年年號の處は。臺石中に嵌入して。容易に閲讀し難しと雖も。燭を乗りて透し見るときは。明了に之を判讀し得べし。

涅槃石。羅漢石と同處に並列せり。臺石を除き。高さ約三尺許。青褐色にして堅緻なり。表面には下部より中央部に達して。二條の

蠟石質緻襞あり。表面には涅槃像を高彫にす。裏面に彫刻摸
様なし。銘に曰く。

寛永二十一年甲申正月二十四日御彫物師吉岡豊前介重繼
上七十三歳刻之。

之を以て栗原信充の鑿工譜略に對比するに。涅槃石に付きては誤謬
なしと雖ども。其羅漢石を記するに當りて。藤原重弘と書し。八十八歳
と記せしは。予は其の理由を知るに苦しむ所なり。予が臆斷する所に
よれば。栗原信充が此の記事を附加するの際は。正に徳川幕府熾盛の
世にして。諸侯伯と雖も容易に將軍の靈屋に近くを得ず。況んや小身
者たる栗原信充が靈屋近き碑石を實見せしとは到底信んず可から
ざるを以て。傳聞に根據して。年月行年の齟齬する所は。故意に之を改
竄して。鑿工譜略に記せしむ故に。斯の如き謬妄を來せしにはあらず
る歟。而して其の重弘となすは。胡剗師の誤りなるや疑なきに拘らず。
夏雄翁の如きも之を祖述せられたるは遺憾の至りなり。今實物を檢

竅して之を考察するに。寛永十三年に六十八歳の豊前守重次が。寛永
二十一年に七十三歳たる可きの道理あらんや。寛永二十一年は當に
七十六歳たるべきなり。是れ重次重繼の同一人にあらずるの確證の
第一なり。殊に栗原信充の不注意なりしは其の年齢の齟齬せし點の
みならず。叙任の順序の顛倒せしを氣附かざるの點にあり。乃ち寛永
十三年既に豊前守に任ぜられたる重次が。寛永二十一年に至りて一
等下りたる豊前介と記すべきの謂れなきにあらずや。勿論上國の介
は或る場合に於ては下國の守より上級なりしを以て。甲下國の守よ
り乙上國の介に任ぜらるゝことなきにあらずと雖も。既に豊前守に
任ぜられたるものも。後年に至り一等劣位なる同國の介に任ぜられ
しとは信んずる能はざるにあらずや。是れ重次重繼の同人にあらず
る確證の第二なり。加之若し栗原信充をして當時此の二石碑を一見
せしめしならば。裏面に彫刻せる年月と年齢及び守介補任の齟齬矛
盾せるの外に。到底此の二石碑即ち重次重繼を同一人と斷言す可か

らざるの證左ある事を首肯す可しと考ふるなり。何を以て之を謂ふ。曰く。涅槃石羅漢石の彫刻を對比するに。全然彼此其技術の程度を異にする事を發見す可ければなり。予は彫刻流派に差異あるとは言はず。唯來迎石彫刻の涅槃石彫刻に優るの炳乎たるを斷言せんとするものなり。勿論同人の作と雖も。製作時代の相違。同時の作と雖も。出來不出來の差異あるは。免ざる可からざる所なりと雖も。予は右二石碑の技術手法の差異は。遙に顯著なる殊別ある事を疑はざるものなり。是れ又重次重繼の同一人にあらざる確證の第三なり。以上の三確證あり。尙ほ重次を以て重繼と同一人となし。來迎石と涅槃石を同一彫刻師の手になりしものとなし得べき耶。茲に至つて予は吉岡重次は吉岡重繼にあらず。重次は其技術の優秀なる點に於て。其の年齢の長じたる點よりして。栗原信充以前の諸書の記するが如く。吉岡家の元祖たるものとなすものなり。重繼なるものは。其の年齢の重次より三歳若き點に於て。其の叙任の次序の點に於て。其の姓氏と手法との同

似の點よりして。重次の弟なる可きものならんと臆斷す。且つ重次の歿年は二三の例外を除き。諸書の一致するが如く。承應二年を以て正しとせんか。寛永十三年に六十八歳と銘せしより推算せば。當に八十五歳たるべきを以て。舊來の諸書は總て誤算なりと云ふ可けん。重繼の歿年は名人忌辰錄により。即ち正保元甲申正月二十四日七十三歳を假りに正しとせんか。正保元年は即ち寛永二十一年なるを以て。該書の著者は。涅槃石彫刻の年月日を以て。直ちに歿年月となせしにあらざるかの疑あり。碑銘の年月に直ち物故せしとは。到底信んず可きにあらざればなり。該書の著者は。別に根據ありて記せしや。予は未だ之を知らず。要するに重繼の歿年月等は。未だ疑問の中にあり。以上詳述せし所を以て。略ぼ重次と重繼の同一人にあらざる事を説明せりと思考す。即ち又愚案を以て吉岡家名譜を新選せば。大要左の如くなる可きか。

吉岡重次。京師人。藤原姓。豐後介。後豐前守。又宗壽。慶長年中被召出。増

上寺徳川二代將軍靈廟前の來迎石を彫刻す。銘に曰く。京
一條住人。後在江戶。吉岡豊前守藤原重次。六十八歳。寛永十
三年とあり。承應二年歿。行年八十五歳。

吉岡重繼。

元祖重次の弟歟。御彫物師豊前介。芝増上寺徳川二代將軍
靈廟前の涅槃石を彫刻す。銘に曰く。寛永二十一年甲申正
月二十四日。御彫物師吉岡重繼上。七十三歳とあり。歿年月
行年共に未詳

以上數千言。其の考證の杜撰たる可きは。予の甘じて其譏を受る所な
り。唯願ふ所は。大方の識者陰に論難攻撃するを止めて。直ちに予に教
示せらるを得は。深く予の謝する所なり。

○平象嵌毛彫の始めは誰なるや

平象嵌毛彫を装劍小道具に應用せし始めは誰なるやと問はゞ世人
多くは越前の大椽長常を以て其の始祖となさん。然り長常は實に之

を多くの場合に應用せり。否な。或る場合には寧ろ之を濫用したりき。
然れども長常は決して其の始祖にはあらざるなり。故夏雄翁の如き
は。嘗つて象嵌工に付きて探究したる結果。後藤九代程乗光昌の平象
嵌餌箸の大形小柄(同翁藏品)を以て之を證し。程乗を以て其の始祖と
せられたり。

横谷宗珉絶代の手腕を振ふて片切彫を創意し。實に元祿年間装劍彫
金界の粹美と盡せしと雖も。從來。素毛彫のみを試み。曾て平象嵌を試
みしことなしと傳説せられたり。然るに此の傳説は夏雄翁が没故少
時前に得られたる臚銀製平象嵌波に千鳥の縁によりて其の虚妄た
るを明かにせり。之に據りて又予が嘗て聞く處の京師某家珍藏。平象
嵌。人物小柄宗珉作の眞物なる可きを想像せしむ。假りに宗珉にして
果して平象嵌を試みしことありとするも。尙程乗を去ること遠し。何
んとなれば宗珉は實に後藤家十一代目通乗と同時代なればなり。茲
にまた。有名なる細野宗左衛門なるものあり。巧に平象嵌を試みしと

道考 夏雄翁の程乘を以て始祖とせられたる彫金界の部平象嵌毛彫に於ては上るて仕上る工を夫し始めたる意なる可いれば平象嵌毛彫の工夫し始めたりと云ふは自ら別事なれは翁の所論も差支なしと考ふ

雖も是又少なくとも程乘の後にあり。此の事は後日述ぶ可し。果して然らば即ち程乘を以て其の始祖となす可きに似たり。然れども予の見を以てせば、程乘實に其の元祖たるものならん。始祖を以て之を目す可からざるなり。何にを以て之れを云ふ。請ふ後藤覺乘自筆覺書(鹽津氏所藏)祐乘の一項を見よ。曰く。

一三番叟の目貫筭あり。大夫の着たるひたゞれには。紋桐のとう。袴には藤の丸。此の紋は縫と又純子なれば紋高く見ゆる又鈴の方の紋。若松と鶴とほり候。但し是は染たる所なれば紋たいらかにみゆる。筭のもやうは。大夫居たる所に面箱をもちて畏る躰なり。右覺乘自筆の覺書(萬寶全書と略同文)により之を見るに彫金界の大祖後藤祐乘は。其の三番叟の彫刻に於て。衣紋の模様中。染色よりなる部分は之を平象嵌毛彫となし。其純子たる所と縫摸様たる所は之を極低き肉を持たしめたる象嵌とせしこと。更に疑ふ所なし。由是觀之。夏雄翁が程乘を以て其の始祖とせられしは杜撰なりと云ふ可し。予

は祐乘を以て彫金工の元祖となすと同時に平象嵌毛彫の始祖となすものなり。祐乘の工に於ては萬世に傳はつて之が匹儔なく。技量の拔群優絶なることは實に敬服に堪へざる處なるが別して既に記するが如く。染摸様と縫摸様に二種の象嵌を應用して寫實の意味を失はざる等。斯の如き些細なる處まで工夫せられたる點は決して後人の企及す可からざる處。誠に嘆賞に堪はざる次第なり。斯の如く平象嵌毛彫は祐乘實に之を試みたる證左あるを以て程乘にあらず。宗左衛門にあらず。長常にあらず。祐乘を以て其の始祖となす可きものと思考す。嗚呼祐乘は眞に古今獨歩の神工なる哉。

彫金工と下繪師

彫金術と之が下繪たる者は。誠に密接なる關係を有するものにして。鳥の雙翼車の兩輪の如く。決して其の一を缺ぐ可からず。彫金の術は如何に精緻巧妙なりと雖ども。其下繪にして嶄新珍奇ならずんは。決

して名品完作をなすこと能はず。之と等しく。其下繪は如何に奇想妙案よりなると雖ども。之が彫刻術拙劣なるときは。遂に能く精巧優美の製作をなすこと能はざるなり。是を以て古來名工上手と稱せらるる者は。獨り其の彫刻術を鍛鍊研磨せしのみならず。常に時流の嗜好を察して。其の下繪に種々の新圖を案出し。以て能く高尙優美の名品を製作せしにあらざるはなし。夫の奈良末流の徒が。利壽乘意安親等の圖案に固着して。萎靡不振の境に陥り。彫金の惣本家を以て任ずる後藤諸家が。祐宗乗光の餘瀝を嘗めて。僅に餘喘を保ちしが如き。其の拙劣固より論なしと雖も。豈又下繪即ち圖樣を輕視して。偏に舊套を守株せしに職由せずんばあらず。凡そ家彫町彫を問はず。一派の首となり一流の祖たるものゝ作品を得て。子細に之を觀察するときは。皆に其の彫法に於て凡工の企及す可からざる妙處あるのみならず。圖樣別つに一機軸を出すの點あるを發見すべきなり。而して其の下繪たるものは必ずしも總て名工其の人の意匠圖案に出でたりと云ふ

可からず。時に或は名畫師の手に成りたること尠なからざる可しと雖ども。名工の期圖する處は。専ら高尙優美の作品を製出するにあるを以て。其の下繪の自他何れの手より成りたるかは。敢て深く留意せざりしものゝ如し。皆に之に留意せざりしのみならず。苟も名工上手と稱せらるるものは。好んで時の名畫師に就き。親しく其の補助を得たりし事は。歴々として徵すべきなり。今其の重なる者二三を擧げて之を證せん。

後藤祐乘と狩野元信。後藤祐乘は名畫師狩野元信と其の時代を同ふし。共に足利將軍に近仕して。其の居宅も近接し。交情極めて深かりしを以て。稀世の大鐫師祐乘の下繪は。此の非凡なる大畫師之を畫けりと傳ふ。別して祐乘の作品中最も工夫慘憺たりし處の龍と獅子の彫法は。之を元信の助言に得たる處多しと云ふ。故に祐乘の龍獅子を把つて。詳しく之を觀察するとき。其の眉目耳鼻の具合より足尾卷り毛に至る迄で。一として狩野家一流の筆意を咀嚼混融せしにあら

ざるはなし。斯の如く家彫の主眼たる龍獅子の彫法は。此二名人の工夫になりしを以て。數百年を亘つて一の變易する處なく。以て今日に至れるもの。誠に其の所以なしと云ふべからず。

予輩の見る所を以てすれば。祐乘以前彫金工其人に乏しからざりしと雖ども。其の手腕の幼稚なりしのみならず。其の圖案陳腐單調なりしを以て。其の名を傳ふるに足らざりしが如し。然るに此工一度出でしより。種々の新圖を彫出し。絶妙なる手腕と相待つて。彫金界の一大革命を惹起せしを以て。後人祐乘を尊重するの極。竟に祐乘を以て斯道の開祖となし。祐乘以前一彫工なしと論斷するに至れるや疑なし。而して祐乘をして斯の如き古今獨歩の神工たらしめたる者は。實に元信の力與つて大なりと云ふべきなり。

横谷宗珉と英一蝶。横谷宗珉が後藤氏の規矩を脱離して。別つて一派の新意を工夫し。所謂繪風町彫なるものを創意し。巨然として一家をなせしの際。繪畫界の奇傑英一蝶の筆力自在にして。師授繩墨の外

に奔放するあり。彼是相提携して。彫金繪畫兩界に一大飛躍を試みしは。誠に元祿年間の一大奇觀なりしと云ふ可し。而して此の兩者間の交情は。實に世の嘖々として賞賛する所なり。今其の一例を擧ぐれば。元祿十一年。一蝶未だ潮湖と稱せし時。朝妻船の圖を作り。時事を諷刺せしを以て。幕府の忌憚に觸れ罪を獲て三宅島に流さるゝや。一蝶固と其の母妙壽に至孝なり。流謫の日侍養人なきを悲み。友人横谷宗珉に托して視膳せしむ。其の後寶永六年。一蝶赦に遇ふの日に至る迄。實に十有二年間宗珉之に奉仕すること。其の所生に過ぎたりと云ふ。斯くの如く此の二巨人の交情は。父子兄弟の如くなりしを以て。宗珉の作る所多くは一蝶の筆意に出づと云ふ。故に其の下繪嶄新奇絶にして。祐乘以來眞に比儔なきに至れり。而して宗珉の下繪に就きて更に論すべきは。其の一蝶風下繪は。多くは中年より晩年の作にして。壯年の作に於ては。純粹の狩野風なること是なり。蓋し壯年彫時代に於ては。一蝶壯年の畫風(狩野風)によりしものか。或は又安信其の他狩野

氏の粉本によりしものか。抑も又宗珉渠れ自身も狩野家に學びしかは。予の未だ研究せざる所なり。兎に角に宗珉作品中。前後二様の下繪あることを知るは。鑑定上注意を要することならんと思考するなり。杉浦乘意と其下繪師。杉浦乘意は奈良三作の隨一にして。薄肉合彫に於ては空前絶後の大家なり。而して其の作る所毎に高僧道仙の圖様に於て。其の畫風土佐にあらず。狩野にあらざ。況して浮世畫にあらず。一種別風なる下繪なり。其の下繪は何人の手になりしか。之を審みせずと雖ども。意ふに乘意の主眼とせし所。凡工とは大に其の選を異にし。唐畫殊に梁楷顔輝吳道子等宋元諸大家の筆意によりて。其下繪を作りしものゝ如し。自身の下繪によりしか。又は他繪工の手によりしかば。未だ之を詳にせずと雖ども。其の下彫如何にも一種の風格あるを以て。茲に附記して識者の高教を煩はす。

戸張富久と抱一上人。戸張富久は後藤派の名工にして。實に後藤十三代延乘光孝の下彫師なり。當時家風空前の熾盛を極め。諸侯の進物

指料。皆光孝の彫鐫にあらざるなく。業務繁忙なりしを以て。光孝作と稱する者。十中八九は總て富久の代作する所に係かり。光孝は唯銘彫をなすのみに過ぎざりしと云ふ。是を以て富久自身銘の遺作其數多からずと雖ども。若し其の眞物に遭遇するときは。其の技術の凡庸にあらざるを知らん。富久晚年抱一上人と相往來す。故に其の下繪は多く抱一上人の筆になれりと傳ふ。予が藏する富久作色繪赤銅鐔は。其の圖様月下に桔梗、萩、女郎花咲き亂るゝ所なる。是亦上人の下繪なる可く。之を一見する者は。何人と雖ども直ちに抱一上人着色秋草の畫幅を想見し來るは。實に妙と謂ふ可し。

一宮長常と圓山應舉。一宮長常は實に尊畏すべきの名工なり。其の素毛彫に於ては能く宗珉に伯仲し。其の肉合彫に於ては既に通乘の上にあるに至つては。之を名工中の名工と賞讃するも溢美にあらざるなり。而して其の下繪は實に同時の名流圓山應舉之を畫きしと傳ふのみならず。長常渠れ自身も應舉と共に嘗て畫技を石田幽汀に學

びたりと云ふに至ては。誰れか其の奇遇に驚かさらんや。東京海野勝
珉氏所藏鶴之雙幅。京都岸本源助氏所藏松に白鷹の孤幅は共に長常
の畫く處。純然たる狩野風の筆意にして。渠が幽汀門人たりしを證明
して餘りあり。由是觀之長常既に畫技に長ず。其の下繪たる者固より
自己の創意にかゝるもの多かるべしと雖ども。同窓の友圓山應舉が
一流を開きたるの後。其の筆意圖案によりて。種々の名作を大成せし
と云ふも。蓋し誣言にあらざるべきなり。

大月光興と岸駒。大月光興は紫龍堂と號し。又大龍齋と稱す。或は單
に龍齋若くは紫龍と銘す。毛彫高彫共に宗珉長常に亞ぐの名工なり。
殊に其の壯年時代即ち雍州光興と隸書銘をなす時代に於ける薄肉
合彫に至つては古今獨歩と稱す可く。奈良乘意に拮抗して異曲同巧
の曲者なり。岸駒に師事して。固より畫技に精しく。自身下繪極めて巧
妙にして。且つ運鑢自在なるが故に。其の得意のものに至つては。天馬
奔空の概あり。加之其の圖樣多く禪味を帶ふる所より之を察すれば。

其の所學獨り畫技に止まらざりしを想見するに足れり。自身下繪の
外。好んで岸駒の圖案を用ひたりと見ゆ。其の一例を舉ぐれば。加納夏
雄氏所藏に素毛彫大黒天の圖。臙銀製小柄あり。裏銘に曰く。

甲子三陽ノ朝寫。雅樂助岸駒。同日彫鑿。大月光興。

とあり。蓋し茲に甲子と云ふは。文化元年にして。岸駒五十五歳の下繪
なり。其の他例證乏しからず。而して光興の作にして岸駒の下繪より
なるものは。一種の覇氣を含むものなり。

後藤一乗と菊地容齋。赫々たる後藤家も其の末世に及でや。膠柱守
株萎微として振はず。御用職人として尙ほ工人の首班に列せしと雖
ども。其の技量の點に於て既に識者の一顧を與へざるに至り。町彫獨
り海内に跋扈して。各其の精華を戦はしむるの際。後藤支家に一大名
工の崛起するものありて。能く一時を風靡し頽瀾を既倒に驪せしも
の。實に法眼一乗とす。一乗は謙乗の子なり。祐徳光顯の粹を蒐めて。最
も高肉彫に長ず。長常光興等と等しく畫技に巧みなりしを以て。其下

繪見る可き所のもの多し。然りと雖ども當時田中清壽河野春明の輩。前後續出して中原に馳騁し。遂に一乗の城壘に肉薄せしを以て。到底別に一機軸を出すにあらずんば。能く後藤家の家聲を維持し能はざるを洞見し。時の名畫師菊地容齋に諮かり。種々嶄新奇警なる圖様を案出して其の下繪となし。遂に能く一頭地を抜き。優に名人の域に達せり。

後藤氏十八世。上は祐乘に起り。下は光則に至る。四百餘年。門葉茂りに茂りて。天下後藤氏を稱するもの。豈に管だに千百のみならんや。然るに祐乘以來代を重ね時を経るに従ひ。其の鑽力は其の家聲と共に漸次衰弱に赴き。今日遂に其の跡を絶つに至つては。實に痛嘆長息の至りに堪へざるなり。幸なる哉一乘あり。能く祐乘以來家風の長所を發輝して。曩祖の遺法を繼承し。後藤氏の最後をして。絢爛たる光輝あらしめたる者。誰か之を偉ならずとせんや。吁矣。一乗の功亦大なりと云ふべし。

以上列舉せし所。固より其の著名なるものを収録せしに過ぎずと雖ども。亦以て名工は毎に名畫師に頼りて大成せし所以を見るに足らん。下繪豈に得易からんや。

近時彫金界の顯著なる隆盛は。誠に明治昭代の美事として。予輩の慶賀し措かざる所なり。而して予輩敢て茲に一言せんと欲するものは。今日彫金界の趨勢が。専ら意匠圖案に重を置き。肉合鑽行を輕視するにあり。試に現時の新製品を得て之を瞥見するとき。鮮麗粹美。錦上花を添ふが如し。雖ども。能々之を熟視するに及ば。徒らに細巧纖弱に馳せて。持重含蓄の趣に乏しく。従つて品位の高尙決して望む可からざるに似たり。之を要するに。技術の研磨に偏重して。圖案を輕視するの不可なると等しく。徒らに圖案の新奇を銜ふて。鑽行鈍澁を顧みざるが如きも。亦一弊たるを免れず。苟も現時彫金家を以て任ずるの諸氏は。大に此弊實に鑑みざるべけんや。

彫金界の一大奇工

後藤祐乘は彫金工の始祖を以て目せらるゝの名手なり。祐乘壯年の時嘗て稻荷大明神に千百ヶ日の祈願を籠めけるが。満願の日垂髪之神童出顯して三種の鑿を投げ與ふ。祐乘之を得て彫り試むるに龍を彫れば淵に躍り鳥を彫れば天を翔るか。と疑はれたりと言ひ傳ふ。予輩今日其遺品に就きて之を見るに如何にも其鑿行秀雋にして作品の絶妙なるは更らに論なき處。誠に神助あるものと謂ふ可し。左れば之を古今獨歩の神工と稱するは則ち可なり。之を奇工と稱す可きにあらず。横谷宗珉亦た彫金界の傑物なり。繪風彫即ち今日所謂町彫の祖にして片切彫に於ては空前絶後の大家たり。宗珉の最も高評を博せしは當時天下の豪商紀伊國屋文左衛門の需により製作せし一輪牡丹の目貫にして宗珉が此の製作を爲すに當つてや机上の小花瓶毎に一朶の牡丹を挿入し寫實的に之を彫鑄せしを以て世人をして一見其の巧妙を三嘆せしめたりと云ふ。其他花卉鳥獸魚介の微に至

る迄で。其遺品に就きて熟ら此工の手腕を察するに到底凡工の企及す可からざるの妙所ありて。祐乘以來眞に比儔なき所。之を稀世の名人と稱するは則ち可なり。之を奇工と稱すべきにはあらず。其他尋常の如き利壽の如き。乘意安親の如き。優に名人の域に達せりと雖ども。是れ必しも奇工と稱すべきにはあらず。果して然らば彫金界の奇工とは夫れ誰なるや。

祐乘一度出でて茲に五百年。我邦彫金界誠に其の工に乏しからず。之を概算するも其數萬を過ぎたり。而して其の流派とする所其の製作する所に因つて之れを觀れば。多様多種にして間々珍異なるものなきにあらずと雖ども。予輩が茲に彫金界の一大奇工として標榜せんと欲する所の者は夫れ唯た岩間政盧なる哉。其傳記經歷の點に於て。其の彫刻技術の觀念に於て。

鑿工譜略に曰く。政盧は直隨の弟子なり。金藏直安と銘す。後。金右衛門と改む。葛龍軒。諫鼓堂。巢蜂齋。壽墨等の號あり。二十歳のとき師の門に

入り。三ヶ月業を學びて師を離れ。金右衛門味墨通天永隨に従ひ。利壽政隨の押形を師として學ぶ。其の精巧のものに至つては。政隨作かど謬たるもの多し。世人遂に政隨坊と異名するに至る。又町田盛重と懇親あつきに依て。後藤家の作形を寫す。誠に多年の功勞自らあらわる人物。能の面。動物の類。先人未だせざる處の新奇を出す。師授三月の業と雖も早く自立の一家をなせり。天保八年酉八月十四日歿。七十四。淺草阿部川町稱念寺地中觀名寺に葬る。法名釋法常。政盧信士と云ふ。下谷に生れて本郷に住すと。政盧直隨に従ふこと僅に三月而かも能く濱野風の神髓を得たるのみならず。濱野家家祖政隨の擬物を作ること最も其妙を極めたるが故に。世あさなして政隨坊と稱するに至つては。豈に之を奇ならずと言はんや。嘗に斯の奇あるのみならず。人物能の面。動物類の彫刻に於ける政盧の觀念は。實に奇中の奇妙中の妙。鑿工譜略の所謂。先人の未だなざる所の新奇をなすと云ふものにして。前人の未だ嘗つて想及はざる所。後人亦之を試むるを肯せざる

所なり。即ち政盧の人物等を彫刻するや。其面顔と云ひ。手尖きと云ひ。別して其鼻と云ひ。非常に高肉に且つ肥大に彫刻して殆んど畸形人の觀あらしむること是れなり。政盧何故に斯く鼻指等を肥大ならしむるやと釋ぬるに。政盧謂らく。裝劍小道具は之を刀劍に裝飾して。數多の歳月を輕過す可きの要具たり。若し數年ならずして。其彫刻堙滅磨消するが如くんは。未だ以て。裝劍小道具の功用を完からしむるものと謂ふ可からず。故に我が製作する處の物。之を今日に觀ば。或は肉合高隆肥大に失して。大に其眞を失ふが如く。其美を減ずるが如きも。我死して數十年の後。或る時日の磨滅をなしたるの時。其肉合最も程能く。或は上彫磨消して下彫の顯出するなず。其巧妙必らずや。後人をして政盧は眞に妙手なりし。又眞に一大工夫家なりしと嘆賞せしむるならん。政盧此の奇怪なる觀念に驅られて彫刻に従事せしを以て。既に説けるが如く。人物能の面。禽獸等に於ては。故意に其の鼻其の額其の手尖等を殊更高肉に作爲せしことは。彫金工あつて以來最

特筆す可きの一大奇事と謂ふ可し。嘗て政盧傑作の笠被むり人物の小柄を有せし士人ありしが。數十年佩用せし後。笠の彫刻漸次磨滅するに從ひ。笠下より人物の容貌。隱然顯出し來りて此士人をして其の不可思議に驚愕せしめたりと云ふ。蓋し。政盧が例の奇異なる觀念を以て。笠の漸次磨摺す可きを察し。預め人物容貌を精刻し。更らに笠を嵌入して。巧みに笠被り人物を彫鑄し。後人として其の精妙に一驚せしめんとせしや。疑なき處なり。加納夏雄氏藏。政盧作縁頭。海野勝珉氏藏。同作縁頭。福島良助氏藏。同作小柄等を把つて。之を熟視せば。斯の所説の決して杜撰にあらざるを知るべし。政盧既に彼の如き其の經歷の奇なるあり。而して又斯の如く其の觀念の更に最も奇なるものあり。之を彫工界の一大奇工と云ふ。豈に不可なるあらんや。

附言。政盧が斯の如き觀念を懷抱せし逸事は。鑿工譜略中。政盧條下に於て唯新奇を出すと記するの外。諸名譜。鑑定書中。嘗て一言の之に及ぶなきを以て。茲に之を記す。

彫金界の一大軍士

予は嚮に彫金界の奇工として岩間政盧を紹介せり。今又茲に彫金界の一大軍士。否な寧ろ勤王家を紹介せんと欲す。而して予の所謂一大軍士と稱するものは。後藤四郎兵衛乘眞是なり。乘眞の死没が尋常一様彫金工の如きものならざりしことは。既に識者の唱道せし所。左れど其軍士としての經歷は。裝劍寄賞其他の諸書を涉獵するも甚だ分明を缺けり。金工鐔寄に曰く。乘眞諱は吉久。天文甲辰三月六日於江州西坂本討死三十六歳。其時の武具所藏すとあるの外。其詳しきことを見ず。近くは故加納夏雄氏の如き。其彫金談に於て軍士としての經歷を記せしも。其の出所を示さず。恐らくは大日本人名辭書によりしならんか。予之を探窮すること久しく。漸く其の詳傳を得たるを以て。左に之を掲ぐ。栗原信充著す所の續武將感狀記第九卷。後藤四郎兵衛吉久勇戦の事と題して曰く

後藤四郎兵衛吉久は。祐乘法師の孫にて。四郎兵衛武光入道宗乘法

眼の長男なり。武勇の家にあらざれども兵法に通曉し。弓箭の藝また一人當千と云ふべし。去れば内裏に伺候し。將軍に陪從し。出仕更に暇なしと云共。鐵鑿を執て家業に妙を顯わし。父祖の舊格を踐するに似て法度を猾さず。世上其勇銳の氣の蒸發する所なるを知る。後奈良院の御宇に當り洛陽に強盜多く高貴の家とも云はず。押入て財寶を奪取り。婦女を辱むること。日夜に甚しければ。内裏にも將軍御所にも警固の兵を京白川に徵れけるに。吉久が家は室町の上柳原にあり。將軍は武衛陣の御所にましまし。内裏は土御門殿なれば。吉久が家と無下に相近し。近きに就て吉久内裏へ参り心を配て警衛す。然るに五月五日の黄昏する頃北の御築地を拮越て。二三十人許がほど御所中へ亂入る。吉久之を見て何者なれば。狼籍なりあますまじきぞと云まゝに。三尺二寸の太刀を拔。真先に進みたる兵士の兜の鉢をしたゝかに打ち放しゝかば。少もためらふべき尻居にどうと倒れけり。目やくるめひて心亂やしたりけむ。其まゝ終

に起も上らず。是を見て後に立たる兵士青侍の悴め。うこな退くずと聲かけて打かゝるを。吉久太刀の手首をとり直し持て開て拂切りにぎ切りければ。左右の手首を切落されて動かず。この兩人のありさまに見懲やしけむ。殘る奴原ちりくりに築地を越て逃出す。吉久すかさず追つめ追責切りければ。手の下に十餘人を討取ぬ。主上この由叡聞ありて吉久が振舞神妙なり。後日に必ず勸賞あるべし。其時の證にとて軒にふかせ玉ひける。蓬菖蒲をとらせられ吉久にこそ給ひけれ。吉久賜りて面目を施し即これを家の紋にすしたりける。斯る勇氣の精神を獅子龍なむどに籠つれば。奮迅の逸格鑿鑿の外に顯れ。其人長高く色赤く髭ありて。猛威顔色に象らかならんと思はる。此後吉久薙髮して乘眞と改め法眼に叙しける。永祿五年二月六日東河原の合戦に討死すと家の譜に見へたり。時に五十八歳と云は永正二年乙丑歳の誕生としらる。但享祿天文の際皇憲弛廢し武威寢措せしこと此一條を以て思ふべし。抑皇徳高く明ら

かに紀綱典麗なるときは。京城の門に衛あり。宮城の闕に籍あり。以て非常を戒嚴む。鎌倉右幕下天下武士の總領として四方を鎮衛せらるゝに及で大内守護の兵士を置交代してこれを成らしむ。其弊つひに元弘建武に至て極まる。京都將軍こゝに懲こと有て。親ら帝闕の衛兵として別に皇城の眞兵を置くことなし。其弊すなはち盜鳳闕を窺ふと云共。將軍これを制する事を得ず。坐らこれを傍觀して援ふことあたはず。纔に吉久一人の義を假て寶鼎其處を移さず。宸儀正しく離火に向はせ玉ふこと鎮武の任それ焉にかある。吉久はこれ一銀師のみ猶義の向ふ處苟も免れざることを知る。源平兩氏の英雄威を方隅に逞くし勇を割據に恣にして。大義の歸する處を思はず。然らば是れ猾夏の賊のみ。皇日二び明かに憲章古に復する時至らば。賞せらるゝ事あらむか罰せらるゝ事有らんか。

備考 乘眞の戦死に就き金工鐸寄に江州西阪本とあり。信充記する所と異なれり。何れか眞なるを知らざりし。最近の取調に

よりて其戦死の状況を詳らかにせしを以て之を左に記すべし。後藤家祖祐乗が曾つて足利義政公より江州阪本に於て食邑三百町或は曰く二百貫の地を拜領せし以來代々之を領して乘眞に至りしが。元龜天正の際天下亂れて麻の如く國守領主互ひに其封土を侵食して交々相訴ふると雖ども。皇室の微々たるは固より論なく。將軍又之を制止する能はざるを以て。各劔戟を執つて自護自衛の術に忙はしく。兵亂各所に起りて争鬪暫くも止む時なかりき。此時に當たり阪本に於ける後藤領は江州の豪族淺井新三郎尹政の領土に接しければ。尹政大に隣地蠶食の野心を蓄ひ何時となく地界に就き争論を開きしが。軋轢の極互ひに相下らず遂に干戈に訴へんとするに及び。永祿五年三月六日の夜尹政は屈強の郎黨數十を卒ひ。不意に乘眞の館を襲撃せしかば。流石武勇の乘眞も之に備ふるの暇なく。僅かに手兵を以て劇しく接戦せしと雖ども。事は意外なり。夜は暗黒たり。遂に敵する能

はず敗走して琵琶湖邊に至りしむ。幸ひにも一漁舟を見出し從者數輩と辛うじて之に飛乗り。湖心に艘出でしも敵兵湖岸より散々に射たりければ憐むべし流矢來つて乘眞の腹部を貫けり茲に至つて豪氣の乘眞も遂に其起つべからざるを察し。携ふる所の珠數及び薙刀を從者金子市若と云ふ十七歳なる者に托して京師にある處の妻子に送るべき由を遺言し。船中に絶息せりと云ふ。或は曰く自から湖に投じて死せりと。行年五十一歳と家の系譜に見へたり。

右一節は即ち軍士として乘眞を記するものゝ最詳細なるものなり。由是觀之乘眞は獨り彫金工として能く父祖の遺業を繼承し。後藤氏の盛名を失墜せざりしのみならず。實に皇室に殊勳あるものと言はざるを得ず。夫れ皇風四海に洽く皇命遐邇に布くの時に當つて。千軍萬馬に將として一國を取り一城を抜くが如きは敢て至難の事と云へからず。而かも其功や録せられ其賞や重し。之に反して天下鼎の如

く沸き奸雄四方に割據して。皇憲地に墜ち舉世又一人の鳳闕を顧みるものなきの際。單身獨往亂臣賊子をして遂に鳳闕を窺しめざるが如きは。大節稜々國士無雙のものにあらずんば能はず。而して其功蹟傳らず。其忠節酬ゆる所なくんば。豈千古の一大恨事にあらずや。

後奈良帝深く乘眞の殊功を激賞し。後日必ず勸賞の事あるべしとて。其證として軒に葺きたる蓬菖蒲を與ひ給ふ。然るに弘治三年に主上は崩御あらせられ其後六年を経て永祿五年乘眞亦た戦死せるを以て遂に叙位任官の沙汰に及ばず。時は元龜天正と戦亂相續ぎて慶長元和に及び。世は織豊二氏を経て徳川氏に遷り。天下久しく擾亂して勤王忠節の士も追賞せらるゝの機なかりければ。當年恩賜の蓬菖蒲は空しく菱後藤の家紋として往事を追懷せしむるに過ぎず。吁矣。是後奈良帝の大御心ならんや。

明治維新以來王政維に復古し。憲章維に革新し。苟も勤王忠節の士にして贈位贈官の皇恩に浴せざるものなき今日。予は尙ほ茲に信充の

所謂皇日二たび明らか。憲章古に復する時至らば。賞せらるゝ事あらんか。罰せらるゝ事あらんか。の數語を三唱するを禁ずる能はざるものなり。

光村氏の刀劍會に就き

六月十三日より十五日に至る三日間。龍獅堂主光村君。其珍藏品の展覽會を神戸の私邸に開設す。予輩も亦た君の優招を蒙り。其の梗概を一覽せるを以て。茲に其の一斑を記し。併せて其の鑑定會の概況に及び。世の此の一大盛舉を看ざるものに示さんとす。
予輩の最も驚きたるもの五あり。曰く。三日間觀客の多きこと。彼れ是れ一千人に近かる可きことなり。曰く。觀客が或は九州より。或は山陰より。或は東京、金澤より。遠路を厭はず。麁集せしことなり。曰く。所藏の刀劍、鎗、鏃、金工諸品、鐵砲、甲冑、飾、絞、畫額、繪帳の珍に至るまで。其數五千餘點。能く十一室を塞ぎ。苟くも刀劍に縁故あるものを網羅し盡して

遺憾なからしめし事なり。曰く。斯の如き數千の品物を僅々四五年の短日月に蒐集せし。其の熱心と。其の精力の驚く可き事なり。曰く。斯の如き多數の作品を陳列し。斯の如き多數の觀客を收容して。其準備の整然として。秩序の紊れざりし事なり。

加之。庭園至る處に摸擬ビヤホール。喫茶店の設ありて。來客の清興にまかせ。灘萬派出數十の紅裙は其間に周旋して。遍く愛嬌を振りまき。特設の演技場に於ては。杵屋六左衛門の一行あり。遠く龍獅堂主の聘に應じて。其美喉と妙音を弄し。或は最大蓄音器の絶へず。俚歌を吹奏して。婦人小兒を樂しましむるあり。刀劔と六左衛門。蓄音器と鐵砲。小道具と紅裙。何等の好配合。何等の妙對照なりしぞ。

別つに一新築あり。鑑定室と標榜し。光線の具合と机卓の排列に注意し。内には大天狗。小天狗。各臂を掲げ。目を張り。鑑定品を睨みて。苦辛慘憺たるものありて。隱然鞍馬山中の觀ありき。

以て如何に其の仕掛の大袈裟なりしか。如何に其準備の周到なりし

かを想像するに足らん。東京より重なる來賓は。今村長賀翁其他數十人なりし由。今村長賀翁は其の精細なる筆を以て。刀劍。鎗鏃に關して其の所見を示さる可ければ。予は茲に之を贅述せず。單に裝劍金工品に付きて。其の最も奇珍に。其の最も絶妙なるものと思考せし。千中一を舉げて。世の識者に示さんとす。

見渡せば柳櫻をこきまぜて。千紫萬紅。英を競ひ。華を争ふ。古色の掬す可きを以て優るものあり。雅味の愛す可きを以て絶れたるものあり。或は清秀明快に。或は美麗絢爛に。稀品を以て賞す可きあり。珍圖を以て誇る可きあり。千態萬狀。花笑ひ。鳥歌ふ。蓬萊瀛州乎。非乎。宜なり斯道嗜好の士人。總て歸期を忘れて。偏へに光彩陸離の間に呆然たりしことと。

拵付の品々は。別して熟覽に難ければ。見漏したるも多かる可し。其内にて。一乗揃の各種。東明。秀國。夏雄。光興。如竹。政隨。其他諸工の取合せ物。何れも色繪物の上等品。然し餘り多くて。記憶の外なり。目貫の部に

於ては

宗興作素銅の獅子

光興作色繪銅の鹿

光興作黃銅の枇杷に蜂

昆寛作色繪臘銀の河豚

久則作色繪孔雀

長常夏雄兩作の土筆

等は其出來非凡なり。縁頭の部に於ては。

乘意作銅の費長房

光興作黃銅の春日山

光興作色繪鐵の蟹に蛸

昆寛作銅の桃下の牛

鐵元堂作鐵の群鬼

長常作臘銀御幸大形

南甫作諸葛亮

等は誠に逸品たり

鐔の部に於ては。

夏雄作赤銅色繪石榴

喜寛作赤銅色繪白澤

如竹作螺鈿入蛭子大黒

勝珉作臘銀寒山拾得

充昌作鐵の西行

一乗作赤銅の富嶽

安親作龍銀の達摩

等は絶作なり彼の夏雄翁の箱書附あるを以て。殊に人目を惹く。安親の布袋形鐔と勝珉氏傳來として。最高名なる利壽の落雷及び光興作の江口の君等。其他有名物多々あれども。觀覽の粗漏なりし爲めか。評判の喧しき程には思はざりき。然し是も著名物のこと故固より絶品なる可きに似たり。

小柄の部に於ては。三處揃として同室に陳列しある。後藤一乗作三處物十六組と稱する調子はづれの大作ありて。一乗得意の龍獅子。鳥蟲秋草を彫出して餘蘊なし。予は斷言す。此の十六組を所藏するのみにても。以て大に天下に呼號するに足ると。是には予輩も少々目の眩みたる疑ありしと。室内の光線甚だ不充分なりし故に。旁以て此の部に於ける諸品は。之を熟覽するを得ざりしは。深く遺憾となす所なり。一乗なりしか。誰れなりしか。作名すら記臆せざりしも。茶器一式の揃物は。誠に垂涎三尺なりき。其他宗乘榮乘顯乘即乘。等の後藤彫小柄出

來非凡とは如何やと思ひたれども。餘程眼移りのせし様に覺ゆ。釜調作の龍銀六歌仙小柄。是真作の蒔繪小柄は。見聞の狭き予輩には甚だ珍稀なりき。其他長常。光興。一乗。秀國。弘壽。富久。安親。夏雄。利壽。宗珉。等の作品あり。見來り。見去れば。優品多かりし様に覺ゆ。茲に又一言の要す可きは。勝珉氏傳來。當家に有名の。宗珉作高肉一輪牡丹の小柄なり。是に付きても。大に記載を要す可きなれども。既に此室に至りて。眼も倦み足も疲れて。別して粗漏の觀覽を爲せるを以て。其詳細を記するに憚る所なり。別つに時代小道具の一例ありしは。當時は心付かざりし。鐵砲の部。鎗の部。馬具の部。雜品の部。單に其前を通過せし位にて。假令閱覽せしとて。予の専門にあらざれば。素通りせしこそ宜ろしかりき。以上にて予も瞥見せし中の優品を摘記せし積りなれども。第一に見落したる可きは。裝付の諸道具の殆んど全部。第二に目貫の部と云はず。小柄の部と云はず。將又鐔縁頭の部と云はず。假令は夏雄銅の鷲目貫。安親海馬の目貫。宗珉能面の目貫。長常三國史の縁頭光興蛸の縁頭

利壽鐵元堂兩作鍾馗。長常元祿踊鏢。宗珉立宗貴妃。如竹鐵の魚盡の如き。予輩の熟覽し得ざりし物實に尠からざる可く。斯の如く。粗漏の見様にては。龍獅堂主得意の絶品を逸せしこと多かる可く。然も尙叨りに如是の秃筆を振ふは。誠に嗚呼がましきこと。予自身にも考ふ。是は幾重にも謝する所なり。

次に鑑定会に就きて云はん。當日は三府は勿論。其他諸國知名の天狗連。數十名集まりしやに拜見せり。何れも早朝より集合して。左盼右顧。仰視俯瞰。或は首を傾け。或は腕を組み。呻吟の極は産婦に似たるものあり。懊惱の末は病客に類するものあり。千差萬別。一世の榮辱掛つて此舉にあり。一代の浮沈實に茲に存すとし。只管競争を勵みしは勇ましかりける次第なり。當時龍獅堂主の採用せられたるは。指名鑑定法なりき。蓋し高點者に賞品を與ふるの好趣向ありしと斯の如き餘興的施行の場合に於ては。指名鑑定法こそ最も興味多きを以ての所以なりしなる可し。多數の讀者中或は金工鑑定法に種々の區別ある

を知らざるの人ある可ければ。予は茲に之を概説せんとするも。少しく岐路に入るの恐れあるを以て。更に章を改め。金工鑑定法論として少しく述ぶる處あらんとす。

金工鑑定法論

予は茲に彫金諸工に就き。一々其の鑑定法を各論的に詳述せんと欲するものにあらず。單に鑑定の方法を汎論し其の大種別を列舉し。其の概要を論述せんと欲す。再言せば。他日時機を得て。予が詳論せんとする處の。彫金工鑑定各論の緒論たる可きものを述べんと欲するに過ぎず。

予輩の見を以てせば。鑑定法に四種の大區別あり。則ち。

第一。眞擬鑑定法。

第二。指名鑑定法。

第三。作極鑑定法。

第四。優劣鑑定法。

第一 眞擬鑑定法

眞擬鑑定法とは、専ら作品の眞擬を甄別するを以て唯一の目的とし、其出来不出来は敢て問はざる所のものなり。故に作品の彫法、鑿行は勿論、其年代、形状、長短、厚薄、地金の色彩、性質、銘彫の眞否、淺深、大小、老年壯年銘の區別、銘彫の位地、納子の約束等に就きて委しく之を觀察して該工人の手癖、約束、口傳に對照準據して、始めて其眞實を鑑定するものなり。鑑定大家の口授と傳書によりて其の大意を會得し、次ぐに多年の實驗を以てするにあらずんば、此の鑑定法は毎に謬妄を免れざるものなり。明窓淨机の下、會心の友、多くも七八人、能く其の眞擬を研究し、能く其の優劣を評論せば、其の快是に過ぐるの高興なしと雖も一旦可否、數説に分れ、甲難乙駁して、各相譲らざるに至らば、其弊や、毎に眞擬の辨別に迷ひ、遂に反目疎隔を生ずるに至る。是れ此の鑑定法に伴隨する所の一弊なり。

第二 指名鑑定法

指名鑑定法とは、最初に作品の銘彫を隠蔽し、偏へに其の作人の氏名を當つるを以て唯一の目的とし、詳しく其の眞擬の研究をなさざるものなり。故に先づ、彫法、鑿行、地金の性質、光彩、形状、恰好に注意して、専ら作人の誰人なる可きかを専念し、作人の名を指摘し能はざるも、少なくとも、其の父子兄弟師弟の氏名を擬せんと欲するものなり。元來、此種の鑑定法は、之を眞實に施行するときは、常に眞擬鑑定法の補助として最も重要なるのみならず、之を懸賞的に施行する時は、最も興味津津たるものなれども、世上施行する處の指名鑑定法に於ては、時に或は一二の會主ありて、鑑定品の眞實を獨斷して、作名を投票せしむるを以て、之を例せば、赤城軒元孚、賈作の利壽ありとせんか、利壽若しくは利治作と鑑するものを以て、當若しくは當同前とし、奈良風を試みたる元孚として鑑せしものを、誤鑑となすの奇觀を呈す可し。他例を以てせば、薄肉彫の矩隨作を鑑して政隨作となすも、師弟の關係

を以て當同前とし。大月流として重に光興秀興に私淑せし。夏雄壯年彫を鑑して光興秀興となすものを誤鑑となすの珍事を生ずべし。是れ此の鑑定法に伴ふ所の通弊にして。此の鑑定法の眞實の施行は。會主其の人の眞擬鑑定眼と。系譜外に能く流派彫法の關係異同に通曉するに非らずんば。全然失敗に歸するものなり。

第三 作極鑑定法

作極鑑定法とは第一第二の鑑定法を並用せしむ如きものなり。則ち無銘の作品に就きて。其の眞實を辨すると同時に。其作名を査定するものなり。而して此鑑定法の特徴は眞擬鑑定法に長ずると同時に。指名鑑定法に通ずるにあらずんば決して其の正鵠を得る能はざる處のものなり。通常後藤彫外の金彫品に於ては。大略銘彫ある可きの約束一二的例外を除きなるを以て。此の種の鑑定法を要する場合少なしと雖も。後藤家彫に於ては。四代光乘以前の作は全く無銘なりしとの約束あり。五代德乘以後と雖も自身銘のもの尠なかりしを以て。其

無銘品に對して。之が作極をなすの必要あり。即ち後藤家に於て之が作極をなすの慣例にして。若し他家に於て後藤家彫の作極をなすも。殆んど其の價值なきものとせられたり。換言せば。此の作極鑑定法なるものは。後藤家唯一の專賣と云ふべかりしなり。而して後藤家に於て如何の方法によりて此の作極鑑定を施行せしやを述べんに。後藤家の舊記によれば。後藤本支諸家には。從來種々の同族内規ありて。冠婚喪祭は勿論。同族扶助互救の規定あり。鑑定品に就きても本支同族の家長たる者。毎月一回若しくは二回總本家四郎兵衛家に會合し。鑑定品として依頼せられたる有銘品は勿論。無銘品に付きて。各其所見を戦はし。論難の結果。多數の同意あるものに對して。作極を爲すの慣行ありき。四郎兵衛家が廉乘時代に江戸に轉住せし以後。京都に於ては勘兵衛家に於て専ら此の鑑定會を催せしと云ふ。又支家に於ても。支家丈けの眼識を以て獨立して作極せしことあるは。是又世人の夙に知る處なり。之を要するに。此の作極鑑定なるものは。舊藩時代に於

ては、刀劍鑑定の本阿彌家の專管なりし如く、後藤家本支家の專有なりき。

以上説述せるが如く、後藤作極なるものは、斯の如く慎重なる手續によりて執行せられたる者なりと雖も、往々信を措くに足らざる者あるを以て其の不審なるものを舉げて之を列記すれば。

一。作品怪しきも、作極銘正しきもの。

甲。作品の誤鑑より生ぜし作極銘の正しきもの。

乙。作品の怪しきを知りつゝ作極せしもの。

二。作品怪しく、作極銘も正しからざるもの。

一。作品怪しきも、作極銘正しきものゝ内、甲者は即ち作品を誤鑑して正作となし、時の後藤家に於て極銘せしものなり。蓋し斯の如き錯誤は、當時の後藤家に於て鑑識明かならざりし時に起りし珍事にして度々ありし事にはあらず。但し光守光理當り、其他の支流に於て作極銘せしものに、眩かに誤鑑と見る可きもの尠なからず、既に金工鐔寄

中、尾崎直政之部に於て記し曰く、光孝時代、吟味に出す、作不付と歸す。此時是をなげられと云。此人手を今出す、作に極ること度々なり。とあるは即ち是れなり。蓋し光孝時代に於ては、直政の擬作せる家彫物は、後藤家の吟味に出せしも、作極付かずして歸されたるなり。是を其の當時の語にて投げられしと言ひしなるべし。然るに光孝歿後、光守光美の時代に及びて此の直政作の擬品を後藤家の鑑定に出せば之を某代の後藤作と誤鑑し極銘せしなる可し。以て光孝の鑑識に長ぜしを反證し、又以て光孝以後後藤家には眞鑑識少なきを知る可し。膠柱墨守、後藤家の末世は、其作品と云ひ、其鑑識と云ひ、共に大に衰頽せりと謂ふ可し。此の不振の際に於て獨り後藤一乘あり、稀世の名工なりしのみならず、其の鑑識も超凡なりしを以て、光孝以後一乘の作極は、大に信を措くに足るものとす之を要するに、光孝以後の作極は、單に其の作極の眞否を確かむるのみならず、其の作品自身の眞實を吟味することば最も肝要なる事柄なり。

乙者は。作品の怪しきを知りて極銘せしもの。是は言語同斷のことにて。擬物と知らずして作極せしは尙恕すべしとするも。其の怪やしきを知りつゝ。尙作極せしむ如きは。到底有り得べからざる事の如しと雖ども。熟らく。當時の内情を察するに。誠に止むを得ざるの原因ありしむ如し。蓋し。當時三百諸侯の冠婚贈答には。多くは後藤家の三處揃を以て音物中の主品となせしむ故に。其需要は毎に供給に過ぎ且つ古作は其數自ら限りありて。到底普く新需要に應ず可きにあらずれば。後藤家は止むを得ず。古作の見るべき家彫には。夫れ夫れ彫法の似寄りたる後藤家の作極を爲し。這は祐乘なり。這は宗乘眞なりと極銘し。以て其の責を塞ぎたるものゝ如し。況んや大諸侯大富豪者の注文に於ては。後藤十三代三處揃調進の大難物あり。到底金力の能く之を蒐集し得べきにあらずるを以て。祐乘以後の眞物に混ざるに可然者を以てし。銘なきは追銘を加へ。或は極銘を施して十三代揃を製出せりと云ふ。斯の如きの情況なりしを以て。後藤家に於ても。敢て作

極料を貪りしにはあらず。需用者強求の極勢ひ止むを得ざるに出でしなりと云ふ。故加納師も。嘗て予に告げ曰く。諸侯方の拜領品と雖ども。其眞價に就きては決して油斷すべからず。後藤十三代揃の如きは。玉石混淆。殊に然りと。是又鑑識家の紳に書す可きの大事なり。
二。作品も怪しく。作極銘も怪しきもの。是は具眼者の一顧を値せざるものなり。然に。世上に夥多見當たれば注意すべきものなり。京都仕込のいかげはしき物に。後藤家の銘彫を加へたるものにて。随分識者と標榜せし人々にも。珍賞がられ居る奇觀あれば。油斷夢にも大敵なり。但し後藤諸流の風儀を熟覽して。其の手法に於て。其銘彫に於て。直ちに其の眞價を辨ず可きものなり。蓋し擬作は其彫刻卑しく。其極銘も拙劣なればなり。

第四 優劣鑑定法

優劣鑑定法と稱するものは。重に外國人の施行する處のものにして。其品物自身の優劣を鑑賞するを以て唯一の目的とし。其優劣を根據

として其の眞擬を推斷せんとし。手法の異同彫影の眞擬等に就き。精密なる吟味を爲さざるものなり。換言せば。此鑑定法の一結果として。作名の高下を問はず。流派の異同を論ぜず。作名低しと雖ども其作品優秀なるものは大に之を賞譽し。作名甚だ高しと雖ども其作柄不出來なれば之を顧みざるものなり。故に又此種の鑑定法に於ては。予輩日本人が毎に作者の高下。師弟の關係に拘泥して。作品の優劣を誤まらざる如きの恐れなく。作品其の物の優劣を主となすを以て。予輩日本人が嘗て度外視したる工人を提舉し來り。大に其長所を發揮し。大に其の特技を闡明し。該工をして新に名工中に列せしむるに至ること尠なからず。是此種の鑑定法の特所なりと雖ども。又一弊の伴隨するを免れず。蓋し此種の鑑定法に於ては。政慮の擬作せる政隨銘の出來物は。其の作品の優秀なる點より。眞政隨の凡作に比較對照し。卻つて政隨作の出來物と誤斷するの結果を生ずることあるべければなり。多くの場合に於て。外國人は單に此の鑑定法によりて作品を取捨す

るを以て。或る贋作に就きても一々其の圖案を賞美し。其の彫刻を賞賛し推斷して之を眞作となすと雖ども。予輩を以て之を見れば。外人の以て俊絶となし。以て名作となす處のものも。到底是れ名工の名作を摸倣せし贋作に過ぎず。故に或る一種の下作に比して。大に優絶する所あるも。之を眞正名工の名作と斷定するに至つては。遂に誤鑑たるを免れず。且つ予輩にあつては。假令其作一見して優絶せるが如きも。一朝同派若しくは他派の贋作擬銘たることを覺知するに及んでは。一種。嫌厭の情を生じ。崇高なる美術的觀念を喪失するものなり。之を要するに。此鑑定法は外國人が唯自己の鑑識と理法とに根據して。作品の優劣を斷定し。推釋し。以て其の作銘の眞擬を歸納鑑定せんとする所のものなり。

以上論述せる所を以て。略。鑑定法に四大別あることを明かにせりと考ふ。然れども。此の四大別となす處のものも。其實一箇の作品を三方面より觀察せしに過ぎず。故に四種別ありと云ふものゝ。其の歸する

所は唯一なり。曰く真擬鑑定法なり。換言せば真物なる乎。擬物なる乎。此の二問を決するの外に鑑定法と云ふものはなき筈なり。甲者の銘あるも、乙者の作品なりと鑑定するは則ち真擬鑑定法にして、同時に指名鑑定法なり。或は全く無銘の作品に付き、丙者の作品なりと鑑定するは、真擬鑑定法にして同時に作極鑑定法なり。之と均しく、優品なれども丁者の作にあらず。劣品なれども、正に成者の作品なりと鑑定するは、真擬鑑定法にして同時に優劣鑑定法なるにあらずや。畢竟予輩若し真擬鑑定法の蘊奥に達するに至らば、能く自ら指名作極優劣の諸鑑定に精通するに至るや。更らに疑なき處なり。

後藤乘真拜領の紋所に就き

後藤乘真の一大軍士としての戦功は予嚮に之を詳述せり。其後後藤家の記録に因りて、稍前説に異なるを發見せるを以て、更らに一説として掲ぐべし。

當時皇憲弛廢し、武威衰微せり。乘真の家は内裏御所にも將軍御殿にも相近かりければ、時々兩所を警固しけるも、享祿元年五月五日黄昏過ぎ、兇賊柳營を襲ふこと甚だ急なり。乘真居合したりければ、力戦し

黒塗手筥蓋表の金時繪

紋處を直寫せしもの



て兇賊を追伐す。則五月五日のことなればとて蓬菖蒲笥鈎の三品を賜はり家紋となすべし。勇戦末代不朽なりとの上意也。時に乘眞年齢二十一歳なり。此の記録によれば將軍御殿を警固せし夜に此の出来事あり。乃ち將軍家より家紋を拜領せしものゝ如し。予未だ何れが眞なるを知らず。暫く疑を存す。

乘眞拜領せし處の家紋に就きては予未だ曾て見る所なかりしが幸ひなる哉。後藤勅兵衛家に所藏する。乘眞所持蒔繪の手筥蓋表に此の拜領紋ありしを以て之を直寫し。以て大方識者の一察を博す。

明治三十七年三月十三日印刷
明治三十七年三月十七日發行

著者 桑原羊次郎

神戸市山本通四丁目百一番邸

發行者 品川仁三郎

神戸市元町三丁目百三十五番邸

印刷者 村井千代太郎

神戸市三宮町一丁目三百二十番邸

印刷所 明輝社

神戸市三宮町一丁目三百二十番邸



187
326

